

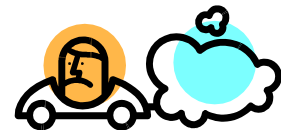
Ⅱ 内容別環境状況と取りくみ

Ⅱ-1. 大気について

「空気のような存在」という言葉があるように、普段私たちは空気の存在をあまり意識していませんが、空気は水と共に私たちの生活になくてはならないものです。

大気汚染とは、空気中に汚染物質があり、そのままでは私たちの健康に良くない影響が生ずると思われる状態をいいます。大気が汚染されていないことは、健康で快適な生活を営む上で最も基本的なことです。

大気汚染は主に物を燃やすことによって起こり、人の呼吸器や植物の生育障害などの原因となっています。発生源としては工場の煙や自動車の排気ガスなどがあります。



<大気の状態>

大気汚染の原因となる汚染物質には、二酸化イオウ、二酸化チッソ、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントなどがあり、法律で各々環境基準^{*1}が決められています。

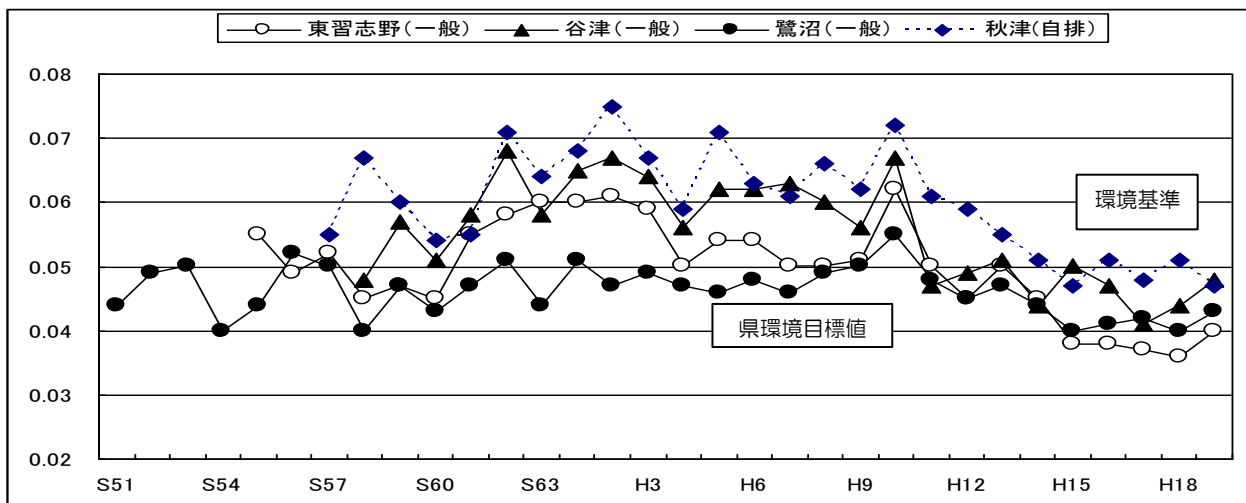
習志野市の大気汚染の観測は、市内4か所（鷺沼、東習志野、谷津、秋津）の測定局で行っています。測定の結果から、二酸化イオウ（SO₂）、二酸化チッソ（NO₂）及び浮遊粒子状物質（SPM）については、環境基準を達成していますが、光化学オキシダントについては、昭和47年度の測定開始から環境基準を超える状況が継続しています。

1) 二酸化チッソ

経年変化をみると、平成10年度までは環境基準を超える状態が続いていましたが、平成12年度以降はすべての測定局で環境基準値を下回っています。

県環境目標値との比較では、東習志野測定局以外は、千葉県目標値を達成できていません。

【二酸化チッソの経年変化（環境基準値 0.06ppm 県環境目標値 0.04ppm）】

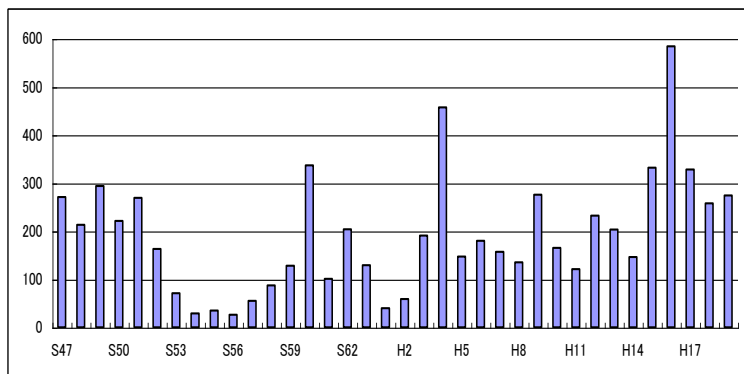


2) 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、チッソ酸化物と炭化水素等が太陽光線により光化学反応を起こし生成される物質で、光化学スモッグの原因となり、高濃度では粘膜を刺激し、呼吸器へ影響を及ぼします。環境基準値は1時間値で0.06ppm以下ですが、習志野市では、これを超える値が年間200~300時間記録され、環境基準を達成できていません。

また、光化学オキシダントが1時間値で0.12ppmを超えると「光化学スモッグ注意報」が発令されます。このとき習志野市は、速やかに市民にお知らせするとともに、健康被害を防止するために、屋外での活動や自動車の使用を控えるよう呼びかけます。

【光化学オキシダント環境基準値(0.06ppm)超過時間数】



過去10年間の光化学スモッグ注意報の発令状況を見ると、ここ4年間発令回数はやや減少傾向にあります。

【光化学スモッグ注意報発令状況】

項目・地域\年度		H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
注意報発令 日数(警報)	葛南※ ²	3	1	2	5	17(1)	6	11	10	6	4
	県	8	9	18	23	21(2)	11	28	28	11	17
急性健康障害 届出件数	市	55	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	葛南	92	0	0	0	272	1	1	0	10	1
	県	311	23	1	46	290	1	71	0	13	1

注:()内の数値は、光化学スモッグ警報の発令回数

《目標》 ===基本方針：良好な大気の保身を図ります===

- ①二酸化イオウ、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質⇒環境基準の達成と維持
- ②二酸化チッソ⇒千葉県環境目標値の達成など

《取り組み》

- ①**大気環境の把握**：市内4か所の測定局での調査を行い、習志野市の大気汚染の実態を把握していきます。
- ②**工場等への対策**：条例に基づき、工場や施設の設置前に、公害の未然防止を目的とした計画内容の審査を行い、設置後は確認検査を実施します。またクリーンなエネルギーの導入を指導してまいります。
- ③**自動車対策**：市民や事業者の皆さんに、エコドライブの実践や低公害車への転換を呼びかけてまいります。
- ④**国・県及び周辺自治体との連携**：大気汚染対策は、その範囲が広域に及ぶことから、国や県及び周辺自治体との連携をとりながら対策してまいります。
- ⑤**新規大気汚染物質への対応**：国等において新たな大気汚染物質として、PM2.5の検討が進んでいることから、今後の動向に注目し、必要に応じて市の施策に反映してまいります。



【秋津測定局】

用語

※1 **環境基準**：人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準のことで、環境基本法第16条に基づき定められている。現在、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境基準がある。なお、ダイオキシン類に係る環境基準は、別に定められている。

※2 **葛南**：光化学スモッグ注意報の発令区分で、県内を8地域に分けている。習志野市は、浦安市、市川市、船橋市、八千代市、鎌ヶ谷市とともに「葛南地域」に含まれる。